**附　則**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**○国土交通省令第二十九号**

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第三（第百二十六条関係）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | 航空地方気象台 | 東京航空地方気象台 |
| | | | | 空港等 | 青森空港<br>三沢飛行場<br>花巻空港<br>仙台空港<br>秋田空港<br>大館能代空港<br>庄内空港<br>山形空港<br>福島空港<br>百里飛行場<br>東京国際空港<br>大島空港<br>新島空港<br>神津島空港<br>三宅島空港<br>八丈島空港<br>新潟空港<br>佐渡空港<br>富山空港<br>小松飛行場<br>能登空港<br>福井空港<br>松本空港<br>静岡空港 |

（新設）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | 秋田空港<br>大館能代空港<br>庄内空港<br>山形空港<br>福島空港 |